

問 3	権利関係
	代理

AがBに対して、Aが所有する甲土地を売却する代理権を令和6年7月1日に授与した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 BがAの代理人として甲土地をCに売却した場合、Bが未成年者であったとしても、Aは、Bが未成年者であることを理由にBの代理行為を取り消すことはできない。
- 2 Bは、Aの許諾を得なければ、やむを得ない事由があるときであっても、復代理人を選任することはできない。
- 3 BがAのためにすることを示さずにDとの間で甲土地の売買契約を締結した場合、Dが、BがAのためにすることを知ることができたとしても、Aに対して直接に当該売買契約の効力が生じることはない。
- 4 AがBに対して代理権を授与した後、後見開始の審判を受けた場合には、当該代理権は消滅することとなる。

■■〔正解〕 1 ■■

□□ 1 ○

本肢のとおりです。制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができません（民法 102 条本文）。したがって、本肢の場合、A は、B が未成年者であることを理由に B の代理行為を取り消すことはできません。

□□ 2 × A の許諾を得なくても、やむを得ない事由があれば選任可

任意代理人は、①本人の許諾を得たとき、又は②やむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができません（民法 104 条）。本肢の場合、B は、本人 A の許諾を得ていませんが、やむを得ない事由があるのですから、復代理人を選任することができます。

□□ 3 × 本肢の場合、A に対して直接に効力が生じます

代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、原則として、代理人自身のためにしたものとみなされます（民法 100 条本文）。しかし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、本人に対して直接にその効力が生じます（同条ただし書、民法 99 条 1 項）。したがって、本肢の場合、相手方 D が、代理人 B が本人 A のためにすることを知ることができたのであれば、A に対して直接に当該売買契約の効力が生じます。

□□ 4 × 本人が後見開始の審判を受けても、代理権は消滅しません

代理権は、①本人の死亡、②代理人の死亡、③代理人が破産手続開始の決定を受けたこと、④代理人が後見開始の審判を受けたこと、のいづれかの事由によって消滅します（民法 111 条 1 項）。本肢の場合、本人 A が後見開始の審判を受けており、①～④のいづれにも該当しません。したがって、代理権は消滅しません。